

「令和4年度地域交通検討調査業務委託」  
公募型プロポーザル募集要項

## 1 プロポーザルに付する事項

### 1-1 業務名称

令和4年度地域交通検討調査業務委託

### 1-2 履行期間

契約締結日～令和5年3月15日

### 1-3 委託業務

#### (1) 業務の目的

2025年から向こう5年程度を見据えた持続可能な地域交通ネットワークの構築を図るため、本市においてモデル地区を選定し、鉄軌道及びBRT、幹線系バス等の基幹交通とそれに結節するデマンド型交通やシェアサイクル等の端末交通における利用実態等の調査・分析をはじめ、地域住民の意識調査をもとに移動需要の把握・分析など、市民のニーズや地域の実情に応じた地域交通網のあり方についての必要な各種調査・分析等を行い、スマートシティの実現に向けた将来にわたり市民生活や社会経済活動を支える、本市モデル地区における地域交通ネットワークのあり方（案）を作成することを目的とする。

#### (2) 業務内容

本業務は①～③に区分する。

#### ① 2025年から向こう5年程度を見据えた本市南東部エリアにおける持続可能な地域交通ネットワークのあり方の検討

前年度における業務委託「令和3年度地域交通検討調査業務委託」の成果内容を踏まえ、鉄軌道及びBRT、幹線系バス等を基幹交通、デマンド交通やシェアサイクル等を端末交通と捉え、地域特性に応じた最適な交通手段配分による持続可能な地域交通ネットワークのあり方の構築に向けて、各種調査・分析等の実施及び必要な情報を整理する。

検討手順としては、鉄道不便地域であり、いまざとライナー（BRT）とAIオンデマンド交通の社会実験が行われている本市南東部エリアをモデル地区とし、将来における利用者の属性毎の需要ニーズの把握、地域交通手段別の移動利便性の比較、最適な交通モード（基幹交通（鉄軌道及びBRT、幹線系バス等）、端末交通（デマンド型交通やシェアサイクル等））の配置・配分等を検討し、数ケースを比較評価の上、本市南東部エリアにおける地域交通ネットワークのあり方（案）を作成する。

#### (ア) 端末交通の配置案の評価

前年度業務委託における、都市部におけるデマンド型交通のあり方、成立性の検討の知見を踏まえ、日常における地域内交通行動やMaasなど新たな交通への期待度などを把

握するため、年齢構成や生活実態、地域における多様なニーズ（どのようなサービスレベルであれば利用するのかなど）を調査（アンケート調査（※））するとともに、地域住民へのヒアリングや意見交換などの調査を行い、本市南東部エリアにおける地域交通ネットワークのあり方（案）のうち端末交通について評価を行う。なお、アンケート手法、アンケート対象及びヒアリングの方法等については、本市と協議のうえ決定する。

※ 公共交通機関の利用者・未利用者に関係なくアンケート調査を実施

#### （イ）基幹交通の配置案の評価

本市南東部エリアにおける地域交通ネットワークのあり方（案）のうち基幹交通ネットワークについては、周辺の開発計画を加味したうえで、BRTの将来の需要予測を行い、費用便益分析、収支採算性など定量的な比較評価を行う。また、需要予測にあたっては、現在、社会実験を行っているいまざとライナー（BRT）の利用実態を概ね再現できるものとする。比較評価を行うケースは少なくとも3ケースとし、各々最適となる運行間隔や運賃等について検討・設定すること。なお、需要予測手法及び比較評価を行うケースについては、本市と協議のうえ決定する。

#### （ウ）端末交通と基幹交通を組み合わせた評価

端末交通と基幹交通をMa a Sにより利便性高く接続することで得られる効果、地域交通ネットワーク全体の相乗効果（需要増）、利用者便益の創出、社会への効果（放置自転車減・排気ガスの削減・交通渋滞の減など）などをそれぞれ検証のうえ、他の事例を精査し、課題を抽出したうえで総合的に評価し、各種交通モードによる最適な地域交通の配置等になるよう、本市南東部エリアにおける地域交通ネットワークのあり方（案）を作成する。なお、本市南東部エリアにおける地域交通ネットワークのあり方（案）のとりまとめ内容については、本市と協議のうえ決定する。

《参考となる資料として提供する資料一覧》

- ・「令和2年度デマンド型交通に係る導入可能性検討調査業務委託報告書」
- ・「令和3年度地域交通検討調査業務委託報告書」

### ② 関係者からの意見聴取等

本市における持続可能な地域交通ネットワークのあり方の策定に関して、交通政策の注視点や専門的知見によるアドバイス等について、関係者から意見聴取等（3回程度）を行うとともに、関係者から意見聴取等を行う際には、本市職員との意見交換の場を設けること。

また、意見聴取等に必要な基礎資料や議事録等を作成すること。

意見聴取等する関係者の選定については、本市と協議を行うこと。

### ③ 報告書のとりまとめ

①・②について、報告書をとりまとめ、本市に提出すること。なお、提出時期は監督職員の指示によること。

## 《実施要件》

### ・権利処理について

文書・資料作成の際に新規に制作した著作物に関する全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定めるものを含む。）は大阪市に譲渡されるものとし、本調査業務を受注した事業者（以下「受注事業者」という）が権利を有する著作物については、受注事業者より利用許諾が得られるものとする。また、第三者が権利を有する著作物については、受注事業者が文書・資料作成にかかわるすべての著作物について利用許諾を得ることとし、そのために必要となる利用許諾契約締結の手続きを代行し、利用許諾に必要な全費用を負担するものとする。

なお、著作物の許諾の範囲は以下のとおり。

- ・ 大阪市が文書・資料を収録した電子媒体を配布すること。
- ・ 大阪市が文書・資料を WEB 上に公開し配布すること。
- ・ 大阪市が文書・資料を用いて会議等において発表すること。また、それらを用いて作成した資料を配布すること。
- ・ 文書・資料を用いた会議風景等を撮影した映像・写真を WEB 上に公開すること。
- ・ 大阪市が認めた機関の展示施設で閲覧に供すること。
- ・ 大阪市が認めた機関が所有するサーバーに文書・資料を配布し、当該機関が WEB 上に公開・再配布を行うことを許諾すること。

## 2 契約条件等に関する事項

### 2-1 契約上限額

金 9, 9 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

### 2-2 費用支払

履行期間内に成果品が納品された後、本市による内容の検査を経て、受注者からの請求後契約金額を支払うものとする。

### 2-3 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用については負担しない。

### 2-4 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

## 2-5 業務委託契約

別紙1「業務委託契約書」のとおり。

## 2-6 契約保証金

- (1) 契約保証金：免除
- (2) 保証人：不要

## 2-7 業務報告書等の作成

### (1) 業務の着手時に提出する書類

- ・業務着手通知書 1部
- ・実施計画書及び工程表 1部（契約締結後14日以内）
- ・業務責任者通知書 1部

### (2) 業務の実施中に提出する書類

- ・貸与品借用書・返納書 1部（必要に応じて、随時）
- ・業務打合せ書 1部（必要に応じて、随時）

ただし、日時・場所・参加者・内容等については、常時簡易な記録（メモ）を作成し、保管しておくこと。また、業務委託完了後に提出すること。

### (3) 業務完了時に提出する書類

- ・業務完了通知書 1部
- ・納品書 1部

### (4) 成果品

- ・報告書 5部（A4判）
- ・報告書概要 5部（報告書の概要をA4判2～3枚程度にまとめたもの）
- ・その他、業務によって得られた資料一式
- ・上記の電子データ CD-ROM 2部

※Microsoft Office Word、Excel、PowerPoint を使用して作成すること。これらによらない場合は、本市と協議の上使用ソフトを決定すること。

※外観からタイトル・内容等がわかるようにすること。

※提出する電子データは、コンピュータウイルスによるデータの紛失や改ざん及び外部へのコンピュータウイルスの拡散を防止するため、ウイルスチェックを行い、電子媒体の表面には、「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス（パターンファイル）定義年月日またはパターンファイル名」、「チェック年月日（西暦表示）」を明記すること。

※成果品については、できる限り再生紙を使用すること。

## 2-8 再委託

- (1) 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあ

たつては、発注者の承諾を必要としない。

- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあつては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があつたときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であつてはならない。

## 2-9 その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

## 3 参加資格・要件等

次に掲げる要件の全てに該当し、本市の参加資格審査において、その資格を認められた者は、プロポーザルに参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申請書等の交付期限から審査結果通知書までの間のいずれかの日においても、大阪市競争入札参加停止措置要綱（平成7年4月1日制定）の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱（平成23年9月1日制定）に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (4) 令和4・5・6年度大阪市入札参加有資格者名簿（物品供給・業務委託）にて種目「13：その他代行（大分類） 17：各種施策研究・調査（中分類） 01：各種施策研究・調査（小分類）」又は令和2・3・4年度大阪市入札参加者有資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）にて種目「500：建設コンサルタント（業務種別） 511：都市計画及び地方計画（登録部門等）」での入札参加資格を有している者であること。（共同企業体での参加を希望する場合は、共同企業体の構成員代表者が入札参加資格を有していること。）
- (5) 共同企業体での参加を希望する場合は、業務委託特別共同企業体結成届及び業務委託特別共同企業体協定書の写しを提出すること。ただし、共同企業体を構成している構成員は他に構成する共同企業体又は単体で参加することはできない。

## 4 業者選定にあたっての手続き等に関する事項

### 4-1 申請の流れ

#### (1) 書類の配布

##### ① 配布書類

- (ア) 別紙1「業務委託契約書」
- (イ) 別紙2「公募型プロポーザル参加申請書」
- (ウ) 別紙3「誓約書」
- (エ) 別紙4「業務委託特別共同企業体結成届」
- (オ) 別紙5「業務委託特別共同企業体協定書(例)」
- (カ) 別紙6-1「提案書作成要項」
- (キ) 別紙6-2(様式1~様式3)
- (ク) 別紙7「審査方法及び審査基準」
- (ケ) 別紙8「質問書」

##### ② 配布期間

令和4年3月18日(金)から令和4年4月7日(木)まで

##### ③ 配布方法

- ・〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号  
大阪市役所 本庁舎地下1階  
都市交通局総務担当
- ・大阪市ホームページ  
掲載ページ(予定):「産業・ビジネス」>「入札契約情報」>  
「業務委託入札等情報(測量・建設コンサルタント等含む)」>  
「プロポーザル方式等発注案件」>「都市交通局 プロポーザル方式等発注案件」

#### (2) 本公募に関する質問等について

##### ① 質問方法

件名を「令和4年度地域交通検討調査業務委託」とし、別紙8「質問書」を電子メールにより「4-4 提出場所・問い合わせ先」宛て送付すること。また送付後に、担当に電話で確認を行うこと。

##### ② 質問期限

令和4年3月30日(水)17時30分まで

##### ③ 回答

令和4年4月5日(火)に、本市ホームページに掲載する。

- 掲載ページ(予定):「産業・ビジネス」>「入札契約情報」>  
「業務委託入札等(測量・建設コンサルタント等含む)」>  
「プロポーザル方式等発注案件」>「都市交通局 プロポーザル方式等発注案件」

#### (3) 参加申請書及び参加資格審査資料による提案書提出者の決定

当該プロポーザル方式による受注者選定手続きへの参加を希望する者は、次のとおり、参加申

請書等を提出すること。

① 提出書類

「4-1 (1) ①配布書類」のうち別紙2～別紙5を提出すること。(別紙4、別紙5は業務委託特別共同企業体を結成する場合のみ提出すること。別紙5については交付書類を基に作成した協定書の写しを提出すること。)

(記入に当たっては、「3 参加資格・要件等」を参照すること。)

② 提出部数

1部

③ 提出期間

令和4年4月1日(金)から令和4年4月7日(木)17時30分まで

④ 提出方法

持参・郵送は問わない。ただし、持参する場合は、本庁開庁日の9時～17時30分(12時15分～13時を除く)に限り受け付ける。また、郵送により提出する場合は、事前に電話連絡することとし、期限内に必着のこと。

⑤ 提出場所

「4-4 提出場所・問い合わせ先」のとおり。

⑥ 提案書の提出者決定・非決定通知日(予定)

令和4年4月8日(金)に電子メールにより通知する。

(4) 提案書提出及びプレゼンテーション

本市から提案書の提出を依頼した者は、次のとおり、提案書の提出及びプレゼンテーションを行うこと。

① 提出書類

(ア) 提案書 4部(社名入り1部、社名なし3部)

※別紙6-1「提案書作成要項」の指示に基づき作成すること

(イ) 経費見積書 1通(様式自由)

② 提出方法

提案書は、1部は表紙に社名を入れ、3部は表紙・内容とも社名なし※で作成し、紙資料で提出すること。また、提案書をPDFデータ化し、電子メールでも提出すること。

※提案事業者を特定できないよう、事業者の商号又は名称、代表者氏名等をマスキングすること。

③ 提出期限

令和4年4月27日(水)17時30分まで

(本庁開庁日 9時～17時30分(12時15分～13時を除く))

なお、郵送により提出する場合は、事前に電話連絡することとし、期限内に必着のこと。

④ 提出場所

「4-4 提出場所・問い合わせ先」のとおり。

⑤ プレゼンテーション日時通知

令和4年4月28日(木)

⑥ プレゼンテーション審査(予定)

(ア) 開催日 令和4年5月13日(金)

- (イ) 開催場所 大阪市役所本庁舎会議室または Web 会議システムを予定
- (ウ) 留意事項
  - ・プレゼンテーションの実施時間は1者約20分程度（質疑応答含む）。
  - ・プレゼンテーション内容及び議事については、正確に記録するため録音等を行う場合がある。
  - ・審査日程、実施方法、プレゼンテーション時間は変更する場合がある。
- ⑦ 審査方法及び審査基準  
別紙7「審査方法及び審査基準」による。
- ⑧ 失格事由  
次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。
  - (ア) 選定委員又は本市職員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
  - (イ) 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
  - (ウ) 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
  - (エ) 提出書類に虚偽又は不実の記載を行うこと
  - (オ) 事業者を推定できる内容（事業者の商号又は名称、代表者氏名など）でプレゼンテーションを行うこと
  - (カ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- ⑨ 審査結果の通知  
令和4年5月中旬（予定）に通知するとともに、評価結果及び選定結果については、大阪市ホームページに掲載する。

#### 4-2 その他の留意事項

- (1) 参加申請書及び提案書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) FAX による提出書類の受付は行わない。
- (3) 参加申請書及び参加資格審査資料提出期間に参加申請者が現れなかった場合は、当該プロポーザル方式による受注者選定手続きを中止する。なお、1者のみの参加申請となった場合であっても受注者選定手続きを行うものとする。
- (4) 参加申請書を提出した者のうち、提案書の提出者として選定されなかった者は、通知した日の翌日から起算して5日（休日を含まない）以内に、書面（様式自由、A4判とする）にて非選定理由についての説明を求めることができる。ただし、説明請求書面を下記まで持参するものとする。
  - <場 所> 「4-4 提出先・問い合わせ先」のとおり
  - <時 間> 9時から17時30分まで（12時15分～13時を除く）
- (5) 提案書の提出期間に提案者が現れなかった場合は、当該プロポーザル方式による受注者選定手続きを中止する。なお、1者のみの提案となった場合であっても受注者選定手続きを行うものとする。
- (6) 提案書等の審査の結果、選定されなかった者には、選定されなかった旨を通知する。この通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない）以内に、書面（様式自由、A4判とする）にて非選定理由についての説明を求めることができる。ただし、説明請求書面を下記まで持参するものとする。



＜場 所＞ 「4-4 提出先・問い合わせ先」のとおり

＜時 間＞ 9時から17時30分まで（12時15分～13時を除く）

(7) (4)及び(6)の申出に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない）以内に、下記にて書面により行う。

＜場 所＞ 「4-4 提出先・問い合わせ先」のとおり

＜時 間＞ 9時から17時30分まで（12時15分～13時を除く）

(8) 日程を変更する場合はその都度連絡する。

(9) 提出された参加申請書及び参加資格審査資料、提案書等は返却しない。また、提出された参加申請書及び参加資格審査資料、提案書等は、本プロポーザル方式による受注者の選定以外の目的には使用しない。（ただし、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）に基づく公開を除く。）

(10) 提出された参加申請書及び参加資格審査資料、提案書等は大阪市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

(11) 期限後の提出、差し替え等は認めない。

(12) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(13) 審査結果の通知後、契約締結までに提案書を提出した者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱（平成23年9月1日制定）に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

#### 4-3 スケジュール（予定）

令和4年3月18日（金）	公募・質問受付開始
令和4年3月30日（水）	質問提出期限
令和4年4月5日（火）	質問に対する回答（大阪市ホームページ）
令和4年4月7日（木）	参加申請関係書類の提出期限
令和4年4月8日（金）	提案書の提出者決定・非決定通知
令和4年4月27日（水）	提案書等提出期限
令和4年4月28日（木）	プレゼンテーション日時通知
令和4年5月13日（金）【予定】	プレゼンテーション・事業者選定委員会
令和4年5月中旬【予定】	選定結果通知
令和4年6月下旬【予定】	業務委託締結
令和5年3月15日（水）	事業完了

#### 4-4 提出場所・問い合わせ先

大阪市都市交通局総務担当（稲田、大江）

〒530-8201

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所本庁舎地下1階

電話番号：06-6208-8893

FAX番号：06-6208-0008

電子メール：eb0001@city.osaka.lg.jp